

会津若松地方広域市町村圏整備組合最低制限価格取扱要領

(平成20年1月29日決裁)

(平成20年10月16日決裁)

(平成21年3月12日決裁)

(平成26年9月30日決裁)

(平成28年6月15日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札により業務委託契約を締結する場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項及び第167条の13の規定に基づき最低制限価格を設定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 この要領において対象とする契約は、制限付一般競争入札又は指名競争入札により締結しようとする契約で、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が50万円を超える測量、設計及び印刷業務
- (2) 予定価格が1,000万円を超える施設の維持管理、保守点検、調査及び建設コンサルタント業務
- (3) 予定価格が50万円を超える清掃及び警備業務(機械警備業務を除く。)その他管理者が必要と認める人的業務

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、前条に規定する業務委託契約に係る入札において、予定価格に10分の6を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を下回る額での入札があった場合に設定するものとする。

2 最低制限価格は、入札を行った者のうち、入札金額(入札書記載金額に消費税相当額を加えた額をいう。以下同じ。)が低いものから5者(入札参加者が5者に満たない場合は当該入札におけるすべての参加者。ただし、入札参加資格要件のうち業者登録要件、業種登録要件及び地域要件を満たさないため入札無効となることが判明した者並びに入札書郵便、入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となる者並びに入札額が予定価格を超過した者を除く。)の入札金額の平均の額に10分の9を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

ただし、その額が、予定価格に10分の6を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を超える場合にあつては、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を最低制限価格とする。

(落札候補者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る額での入札があった場合は、当該入札をした者を落札候補者(指名競争入札においては落札者をいう。以下同じ。)としないものとし、予定価格の制限の範囲内の額で、かつ、最低制限価格以上の額をもって入札をした者のうち、最低の額をもって入札をした者を落札候補者とする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年10月16日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松地方広域市町村圏整備組合最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う業務委託に係る契約から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った業務委託に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、決裁のあった日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁のあった日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松地方広域市町村圏整備組合最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う業務に係る契約から適用し、施行日前に入札公告又は指名通知を行った業務に係る契約については、なお従前の例による。